

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年6月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200944号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300058号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑩までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間③に係る標準賞与額を別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
請求期間③に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月30日  
② 平成23年12月27日  
③ 平成24年6月29日  
④ 平成24年12月27日  
⑤ 平成25年7月31日  
⑥ 平成25年12月27日  
⑦ 平成26年7月31日  
⑧ 平成26年12月26日  
⑨ 平成30年7月25日  
⑩ 平成30年12月28日  
⑪ 令和元年7月25日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑩までに支給された賞与について、厚生年

金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当、ただし、請求期間③の支払年月日は平成 24 年 6 月 30 日、請求期間⑧の支払年月日は平成 26 年 12 月 27 日として記録されている。）となっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑪までについて、A社の事業主から提出された当該期間の賞与に関する給料支払明細書（控）により、別表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（控）により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑨から⑪までに係る保険料納付については行っていないことを認めているものの、請求期間①から⑧までに係る保険料納付については不明と回答しているところ、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（ただし、オンライン記録において、請求期間③の支払年月日は平成 24 年 6 月 30 日、請求期間⑧の支払年月日は平成 26 年 12 月 27 日として記録されている。）により、請求期間①から⑧までに係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該賞与支払届が提出（請求期間①から⑧までについては平成 29 年 7 月 19 日受付、請求期間⑨、⑩及び⑪については令和 4 年 1 月 6 日受付）されていることが確認できることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③について、事業主から提出された当該期間の賞与に関する給料支払明細書（控）により、請求者は、当該期間にA社から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（控）により確認できる賞与額から、別表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払年月日	賞与額 に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条 本文訂正後の 標準賞与額
①	平成23年6月30日	10万円	9万8,000円	9万8,000円	—
②	平成23年12月27日	14万円	14万2,000円	14万円	—
③	平成24年6月29日	12万円	11万8,000円	11万8,000円	12万円
④	平成24年12月27日	24万円	24万円	24万円	—
⑤	平成25年7月31日	24万円	24万円	24万円	—
⑥	平成25年12月27日	24万円	24万円	24万円	—
⑦	平成26年7月31日	24万円	24万円	24万円	—
⑧	平成26年12月26日	24万円	24万円	24万円	—
⑨	平成30年7月25日	25万円	26万円	25万円	—
⑩	平成30年12月28日	25万円	26万円	25万円	—
⑪	令和元年7月25日	30万円	30万円	30万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200296号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300059号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険原簿の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(孫)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治34年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和27年2月10日から昭和37年2月1日まで  
② 昭和37年3月5日から昭和43年12月25日まで

私の祖父(訂正請求記録の対象者)に厚生年金保険法(昭和29年法律第115号、昭和60年法改正前)の老齢年金(以下「厚生年金保険老齢年金(旧法)」という。)の支給があったとするA年金事務所の回答(令和2年5月29日付)について納得できないので、祖父に係る厚生年金保険原簿記録の給付記録を確認させてほしい。

また、当該原簿記録の給付記録がないのなら、なぜないのか、その理由と保管期限を教えてください。

## 第3 判断の理由

- 1 厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第28条において、実施機関(法第2条の5に定める者であり、本件では同条の5の1号に定める「厚生労働大臣」のことをいう。)は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)、基礎年金番号(国民年金法第14条に規定する基礎年金番号をいう。)その他主務省令で定める事項を記録しなければならないと規定し、その他主務省令で定める事項については、法施行規則第89条により、原簿の記載事項として、被保険者の基礎年金番号(法施行規則第89条1号)、被保険者の生年月日及び住所(法施行規則第89条2号)、被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別(法施行規則第89

条3号)、事業所の名称及び船舶所有者の氏名(船舶所有者が法人であるときは、名称とする。)

(法施行規則第89条4号)、被保険者が基金の加入員であるときは、当該基金の名称(法施行規則第89条5号)、賞与の支払年月日(法施行規則第89条6号)、保険給付に関する事項(法施行規則第89条7号)と定めている。

また、法第28条の2第1項において、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己(法第28条の2第2項の読み替えにより厚生年金保険原簿の訂正の請求ができる者を含む。以下同じ。)に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと料するとき、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができることと規定し、その他厚生労働省令で定める事項については、法施行規則第11条第1号により、被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別(法施行規則第89条3号)、賞与の支払年月日(法施行規則第89条6号)、保険給付に関する事項(法施行規則第89条7号)と定められている。

2 請求者は、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険老齢年金(旧法)の支給について、A年金事務所からの当初の回答(平成30年12月27日)では、「調査したところ、支給記録はありませんでした」とする通知であったのに、その後の回答(令和2年5月29日)では、支給された年金の種類「厚生年金保険老齢年金(旧法)」、支給決定された老齢年金証書番号「\*」、支給期間「昭和42年4月～昭和44年\*月」、ご質問の給付記録・年金原簿について「当所より、日本年金機構Bセンターに給付記録、年金原簿の照会をして得た回答が同封の「給付記録照会(厚年)年番入力結果確認(最終行)画面」です。」とされ、当該対象者に厚生年金保険老齢年金(旧法)の支給記録があった旨の回答に変更されたことに納得ができないことから、厚生年金保険原簿に記録された当該対象者に係る特定厚生年金保険原簿記録のうち、当該対象者に支給された厚生年金保険老齢年金(旧法)に関する給付記録の確認をさせてほしいとして訂正請求を行っている。

しかしながら、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号「\*」(付番年月日:平成12年5月23日)に係る厚生年金保険原簿(オンライン記録)において、当該対象者の氏名、生年月日及び住所、当該対象者が請求期間①及び②に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の年月日並びに標準報酬月額等についての表示を確認することができるものの、保険給付に関する事項(給付金の支払の有無、各支払期の支払額、裁定年月日、諸変更の改定年月日等)の表示については確認することができない。

このことについて、日本年金機構は、同Bセンターに保管されていた訂正請求記録の対象者に係る「給付記録照会(厚年)年番入力結果確認(最終行)画面」において、当該対象者に対し、昭和42年4月から昭和44年\*月までの間、老齢年金証書番号「\*」により、厚生年金保険老齢年金(旧法)の支給が行われていたことが確認できるものの、当該対象者に係る厚生年金保険原簿については、当該対象者が死亡(昭和44年\*月)した昭和40年代の「給付記録・年金原簿」の記録管理は、現在のオンラインシステムによるものではなく、紙媒体による文書

管理であり、その関係文書の保存期間は、昭和 39 年 5 月 21 日に社会保険庁長官官房総務課長から都道府県知事に通知された「文書の保存期間の基準について(庁保発第 20 号)」において、年金支給(裁定)原簿については、死亡による失権のときから 5 年を経過するまでと定められていることから、当該対象者に支給された厚生年金保険老齢年金(旧法)に係る年金支給(裁定)原簿については、既に失権して 5 年を経過しており、保存期間が満了しているため保管されていない旨回答している。

また、日本年金機構は、同 B センターにおいて、訂正請求記録の対象者に支給された厚生年金保険老齢年金(旧法)に係る年金支給(裁定)原簿の復元を試みたものの、復元はできなかった旨回答している。

以上のことから、請求者の求める訂正請求記録の対象者に係る特定厚生年金保険原簿記録について、当該対象者に支給された厚生年金保険老齢年金(旧法)に関する給付記録を確認することができないため、厚生年金保険原簿の訂正を認めることはできない。